

国土建第351号

平成25年2月5日

全国マスチック事業協同組合連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて

建設業法（昭和24年法律第100号。以下、「法」という。）第26条、建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下、「令」という。）第27条により、建設工事の現場に置くこととされている主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）については、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日国総建第315号。以下、「制度運用マニュアル」という。）により、その適正な配置をお願いしてきたところであり、また、現場代理人については、公共工事標準請負契約約款（以下、「標準約款」という。）において、常駐義務緩和に関する規定が設けられているところですが、今般、その取扱い等を下記のとおり定めたので通知します。

これを踏まえ、建設工事の適正な施工の確保に資するよう、当該取扱いについてご理解と適切な実施をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。

また、「東日本大震災の被災地における建設工事の技術者の専任に係る当面の取扱いについて」（平成24年2月20日付け国土建第268号）は、廃止します。

記

1. 令第27条第2項の当面の取扱いについて

令第27条第2項においては、同条第1項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意され

たい。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事(※)で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当すると判断して差し支えない。

(※「東日本大震災の被災地における建設工事の技術者の専任に係る当面の取扱いについて」(平成24年2月20日付け国土建第268号)から追加された部分)

- (2) (1)の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

- (3) (1)及び(2)の適用に当たっては、法第26条第3項が、公共性のある施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。

2. 現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

平成22年7月の標準約款の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定(標準約款第10条第3項)が追加されたことを受け、「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」(平成23年11月14日付け国土建第161号)(別紙1)において、適切な運用に努めるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、当該規定の趣旨を踏まえ、現場代理人の常駐義務緩和について適切に運用されたい。

なお、現場代理人の常駐義務の緩和により、法第26条第3項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意されたい。

3. 監理技術者等の専任を要しない期間の明確化について

監理技術者等の専任を要しない期間については、制度運用マニュアルのほか、「主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について」(平成21年6月30日付け国総建第75号)(別紙2)において、適切に設定されるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、これらの趣旨を踏まえ、監理技術者等の専任を要しない期間について適正に運用されたい。

以上

工事現場に配置される技術者等の効率的活用

技術者及び現場代理人の適正な配置について、課長通知を平成25年2月5日付けで発出

1. 密接な関係のある5km程度以内の2つの工事について専任の主任技術者の兼務可能

- 建設業法施行令第27条第2項の取扱いの明確化

工作物に一体性又は連続性が認められる工事

又は

施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

相互の間隔が5km程度

専任の主任技術者が原則2件程度、兼務することが出来る

2. 現場代理人の常駐義務の緩和【再周知】

- 公共工事標準請負契約約款第10条第3項

工事現場における運営、取締り及び現場代理人の権限の行使に支障が無く、発注者との連絡体制が確保される場合、

発注者の判断により現場代理人の常駐義務を緩和

※現場代理人の常駐義務の緩和により、監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意

3. 監理技術者又は主任技術者の専任を要しない期間の明確化【再周知】

- 「契約締結から現場着手までの間」、「検査終了後の期間」等は専任を要しない。

1. 専任の主任技術者の兼務可能

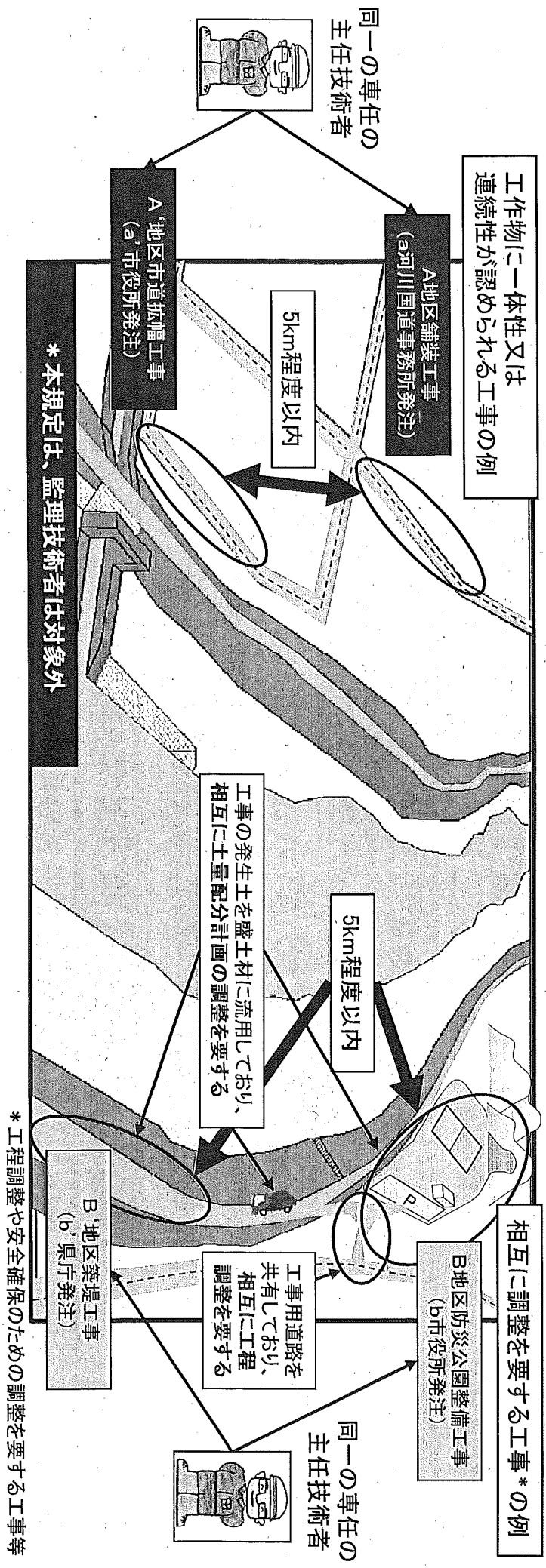
被災地の復旧・復興工事等において適用している専任の主任技術者の兼務について全国展開

(建設業法施行令 第27条第2項)
 前項に規定する建設工事のうち①密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が②同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

➡ 当面の取扱(平成24年2月20日付け課長通知より運用拡大)

- (1) ①工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、②工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において施工されるものについて、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。
- (2) ①の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

●専任の主任技術者による兼務が認められる例



2. 現場代理人の常駐義務の緩和

現場代理人：工事現場の運営、取締りや工事現場において請負人の任務の代行をする者

- 現場代理人は、原則として工事現場に常駐が必要
- 同一工事における現場代理人と技術者（監理技術者、主任技術者又は専門技術者）は兼務可能

以下の両方を満足すると発注者が認めた場合には常駐を要しないことができる。

- ①現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと
- ②発注者との連絡体制が確保されること

（公共工事標準請負契約約款 第10条第3項）

【参照】現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について（平成23年11月14日付け）

【留意点】現場代理人の常駐義務の緩和により技術者の専任義務の緩和されるものではない。

○現場代理人が2以上の工事現場を兼任する場合の配置の例（技術者を兼務するような場合）

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
	現場代理人と技術者を兼務しない場合			
	現場代理人と技術者を兼務する場合			
技術者の配置要件*	技術者を兼務しないため、関係なし		専任 工事に密接な関係があり、現場が5km程度以内である場合の主任技術者	
他の工事現場との兼任	AI事 ↔ BI事 ⇒両現場の現場代理人を兼任可能	AI事 ↔ BI事 ⇒両現場の現場代理人を兼任可能（かつ技術者も兼務可能）	AI事 ✕ BI事 ⇒現場の兼任不可（*技術者の専任制のため）	AI事 ↔ BI事 ⇒両現場の現場代理人を兼任可能（かつ主任技術者も兼務可能）

* 技術者の専任を要する工事：1件の請負金額が2,500万円以上（建築一式は5,000万円以上）の工事

3. 監理技術者等の専任を要しない期間の明確化

○直接請け負った工事で監理技術者等を工事現場に専任で配置すべき期間は、契約工期を基本とする。



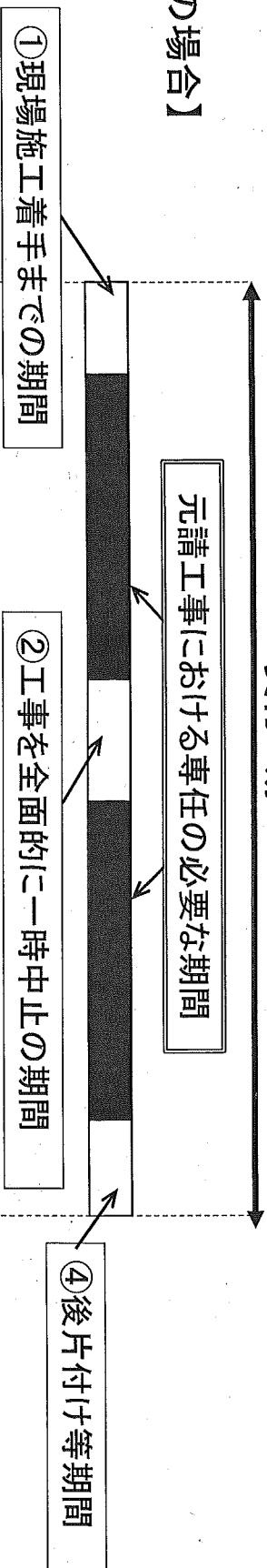
以下の場合については、発注者と元請け業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確になっている場合には、工事現場への専任は要しない。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
(例) 現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの間 等
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
(例) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査 等
- ③ 工場製作のみが行われている期間
(橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の場合)
- ④ 工事完了後、検査が終了し*、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
*発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間も専任を要しない

○下請工事の専任が必要な期間については、実際に下請工事が施工されている期間とする。

契約工期

【元請の場合】



【下請の場合】

